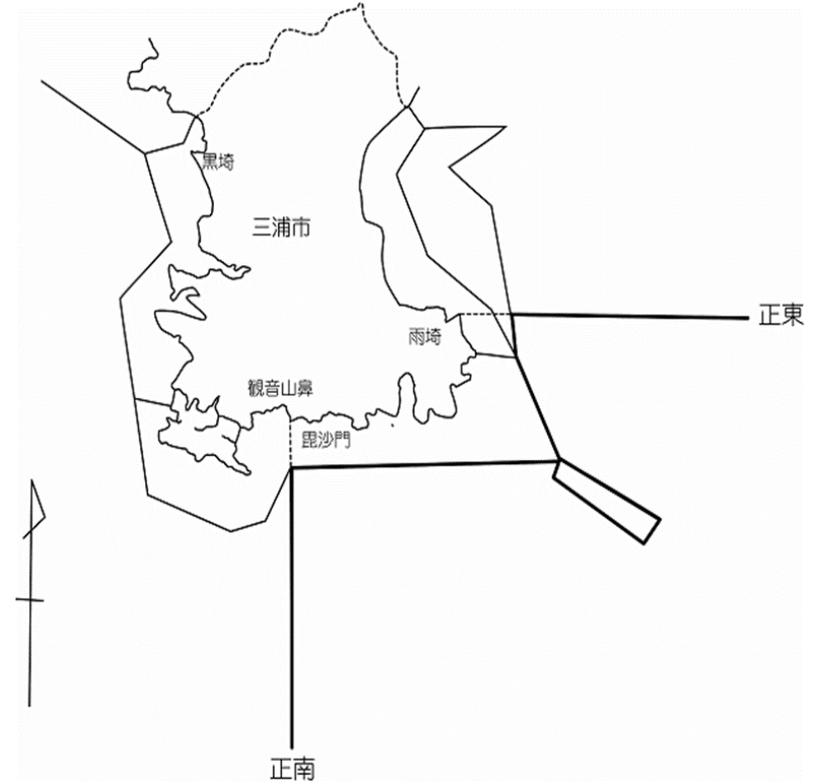


漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定により、神奈川県漁業調整規則（令和 2 年神奈川県規則第 91 号）第 5 条第 1 項第 5 号の漁業に関する同規則第 12 条第 1 項各号に掲げる事項及び同条第 2 項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間について、次のように定める。

許可又は起業の認可をする総トン数及び漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間

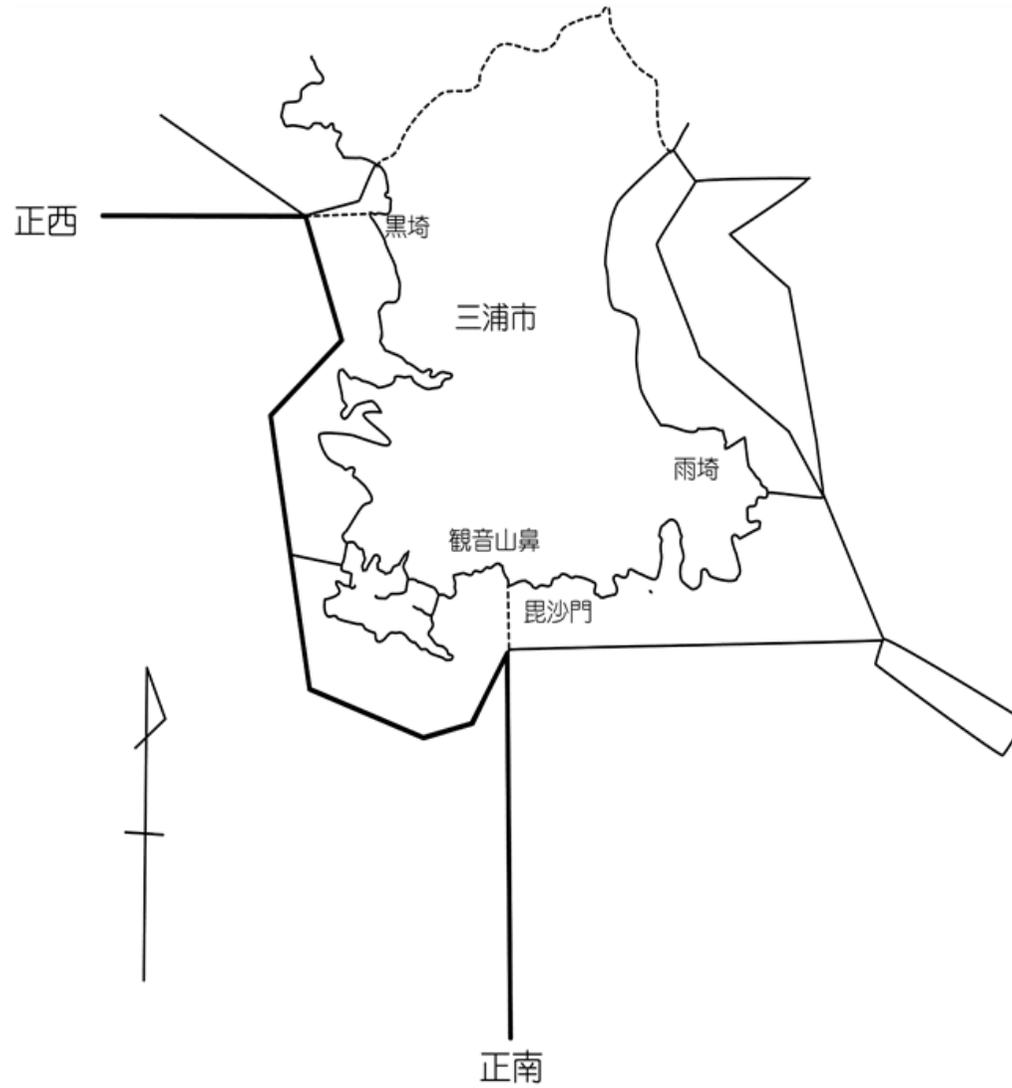
漁業種類	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数（人）	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格	（規則第 14 条第 1 項により許可又は起業の認可時に付加する条件）	許可又は起業の認可を申請すべき期間	（許可の有効期間）
ひらめ一枚網漁業	1	定めなし	三浦市南下浦町金田雨埼より正東の線から同町毘沙門観音山鼻より正南の線に至る神奈川県海面。ただし、共同漁業権の漁場の区域を除く。	12 月 1 日から翌年 5 月 31 日まで	三浦市南下浦町毘沙門に漁業根拠地を有している者	漁具の規模は次のとおりとする。 1.目合 15 cm 以上 2.網丈 4.5m 以下	令和 3 年 12 月 13 日から令和 4 年 1 月 12 日まで	令和 4 年 1 月 21 日から令和 8 年 10 月 31 日まで

三浦市南下浦町金田雨崎より正東の線から同町毘沙門観音山鼻より正南の線に至る神奈川県海面。ただし、共同漁業権の漁場の区域を除く。



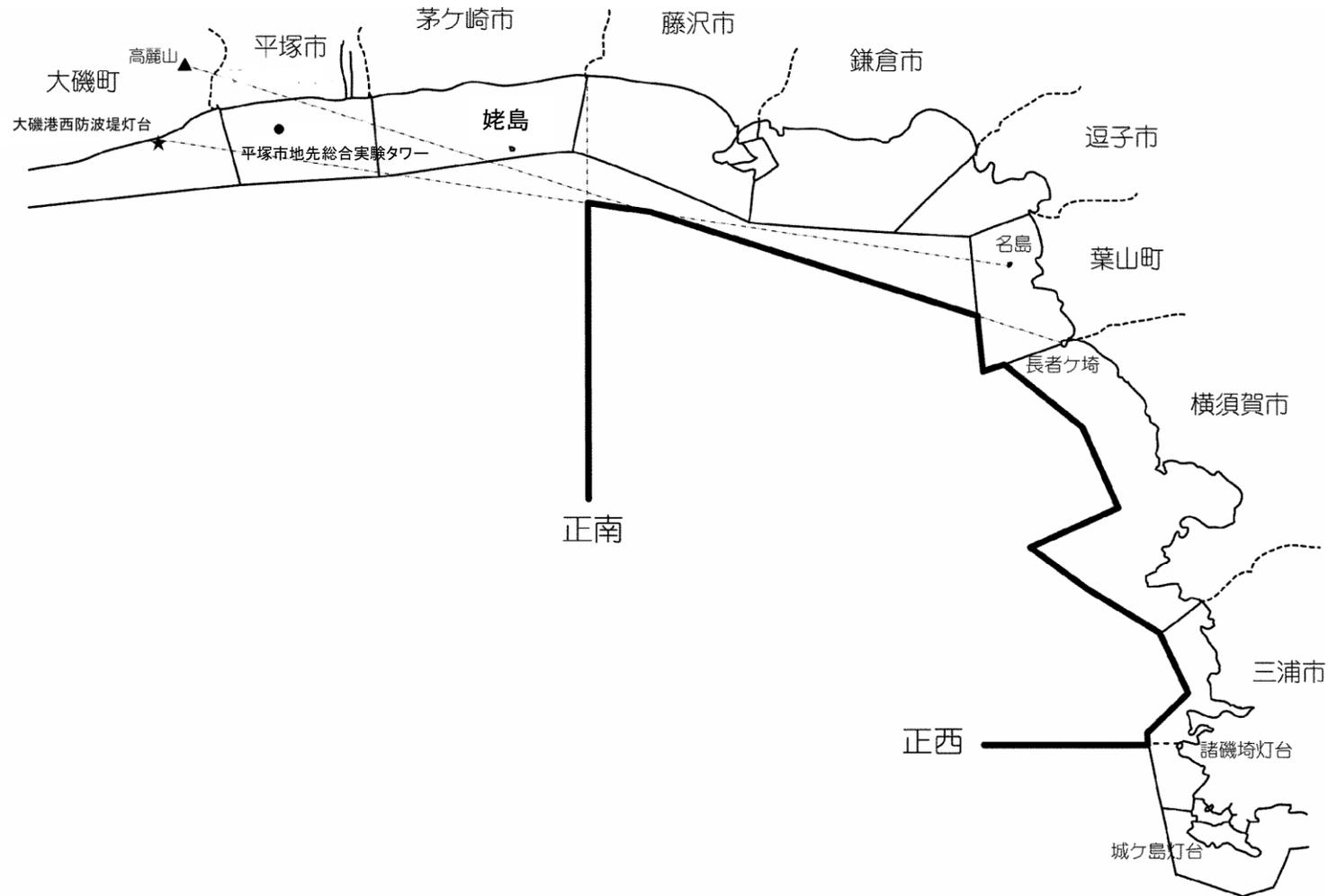
同上	2	同上	<p>三浦市南下浦町毘沙門観音山鼻より正南の線から同市初声町黒埼より正西の線に至る神奈川県海面。</p> <p>ただし、共同漁業権の漁場区域を除く。</p>	<p>12月1日から翌年5月31日まで</p> <p>ただし、三浦市三崎町城ヶ島灯台と静岡県伊豆市天城山頂上との見通し線から、三浦市初声町黒埼より正西の線に至る神奈川県海面にあつては、12月1日から翌年4月30日までとする。</p>	<p>三浦市三崎町城ヶ島に漁業根拠地を有している者</p>	同上	同上	<p>令和4年2月8日から令和8年10月31日まで</p>
----	---	----	--	--	-------------------------------	----	----	-------------------------------

三浦市南下浦町毘沙門観音山鼻より正南の線から同市初声町黒埼より正西の線に至る神奈川県海面。ただし、共同漁業権の漁場の区域を除く。



同上	2	同上	<p>三浦市三崎町諸磯埼灯台より正西の線から、藤沢市、茅ヶ崎市境界線と最大高潮時海岸線との交点より正南の線に至る神奈川県海面。</p> <p>ただし、横須賀市秋谷長者ヶ埼突端、同突端と中郡大磯町高麗山頂上との見通し線と三浦郡葉山町地先名島頂上と大磯港西防波堤灯台との見通し線の交点及び大磯港西防波堤灯台の3点を順次結んだ線以北の区域並びに共同漁業権の漁場の区域を除く。</p>	11月1日から翌年4月30日まで	横須賀市秋谷に漁業根拠地を有している者	同上	同上	令和4年1月21日から令和8年10月31日まで
----	---	----	--	------------------	---------------------	----	----	-------------------------

三浦市三崎町諸磯埼灯台より正西の線から、藤沢市、茅ヶ崎市境界線と最大高潮時海岸線との交点より正南の線に至る神奈川県海面。
ただし、横須賀市秋谷長者ヶ埼突端、同突端と中郡大磯町高麗山頂上との見通し線と三浦郡葉山町地先名島頂上と大磯港西防波堤灯台との見通し線の交点及び大磯港西防波堤灯台の3点を順次結んだ線以北の区域並びに共同漁業権の漁場の区域を除く。



同上	1	同上	平塚市地先総合実験タワーより正南の線から中郡大磯町、同郡二宮町境界線と最大高潮時海岸線との交点より真方位164度28.0分の線に至る神奈川県海面。 ただし、共同漁業権の漁場の区域を除く。	11月1日から翌年4月30日まで ただし、平塚市地先にあつては12月1日から翌年3月31日までとする	大磯町に漁業根拠地を有している者	同上	同上	同上
----	---	----	--	---	------------------	----	----	----

平塚市地先総合実験タワーより正南の線から中郡大磯町、同郡二宮町境界線と最大高潮時海岸線との交点より真方位164度28.0分の線に至る神奈川県海面。ただし、共同漁業権の漁場の区域を除く。

